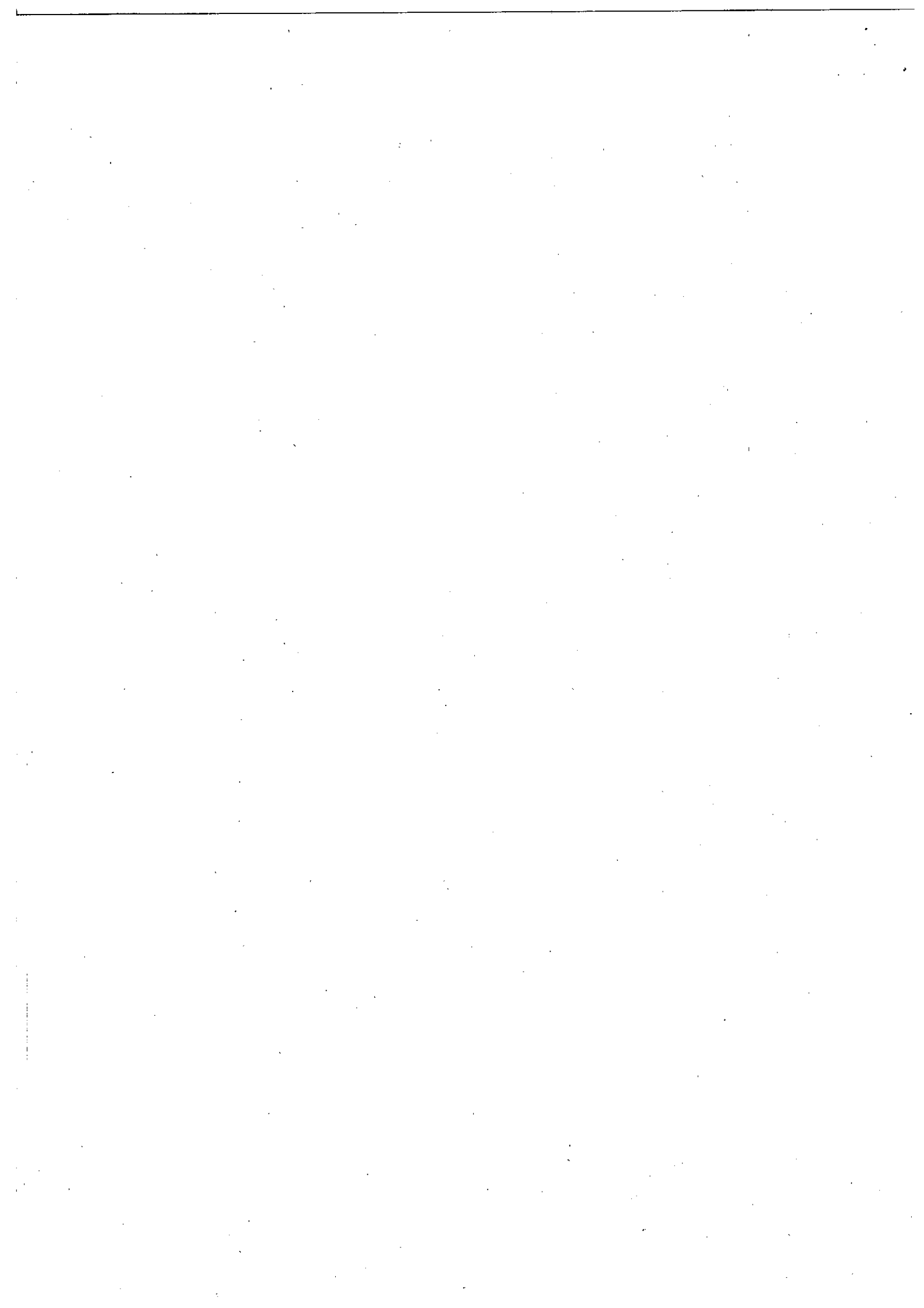


第107号議案 長崎市ふれあいセンター条例の一部を改正する
条例

目次	ページ
1 条例改正案の概要	1
2 施設の概要	2～8
3 管理運営の方針	8
4 今後のスケジュール	9
5 長崎市ふれあいセンター条例新旧対照表	10

中央総合事務所
南総合事務所
令和4年9月



1 条例改正案の概要

(1) 地区公民館のふれあいセンター化の経緯

生涯学習施設である地区公民館を市民がより使いやすく、集いやすい拠点施設とし、地域コミュニティの活性化を図るため、平成 28 年度からふれあいセンターへの移行を進めており、令和 4 年 4 月 1 日現在、地区公民館 22 施設のうち次の 12 施設がふれあいセンターへ移行している。

○ ふれあいセンターに移行した地区公民館（12 施設）

番号	所管	名 称	開所年月日
1	中央	式見地区ふれあいセンター	平成 29 年 4 月 1 日
2	南	土井首地区ふれあいセンター	平成 29 年 10 月 1 日
3	中央	木鉢地区ふれあいセンター	
4	南	晴海台地区ふれあいセンター	
5	中央	小ヶ倉地区ふれあいセンター	平成 30 年 4 月 1 日
6	南	深堀地区ふれあいセンター	平成 31 年 4 月 1 日
7	中央	手熊地区ふれあいセンター	
8	南	蚊焼地区ふれあいセンター	
9	中央	茂木地区ふれあいセンター	令和 2 年 4 月 1 日
10	東	日見地区ふれあいセンター	
11	南	野母崎樺島地区ふれあいセンター	
12	北	出津地区ふれあいセンター	

○ 移行していない地区公民館（10 施設）

大浦、福田、戸石、高浜、野母、脇岬、川原、為石、三重、黒崎

※ 池島地区公民館は平成 30 年度末廃止のため総数から除く

(2) 改正の目的

市民が使いやすく、集いやすい地域コミュニティの拠点施設として長崎市大浦地区ふれあいセンター及び長崎市脇岬地区ふれあいセンターを設置するもの。

(3) 改正の内容

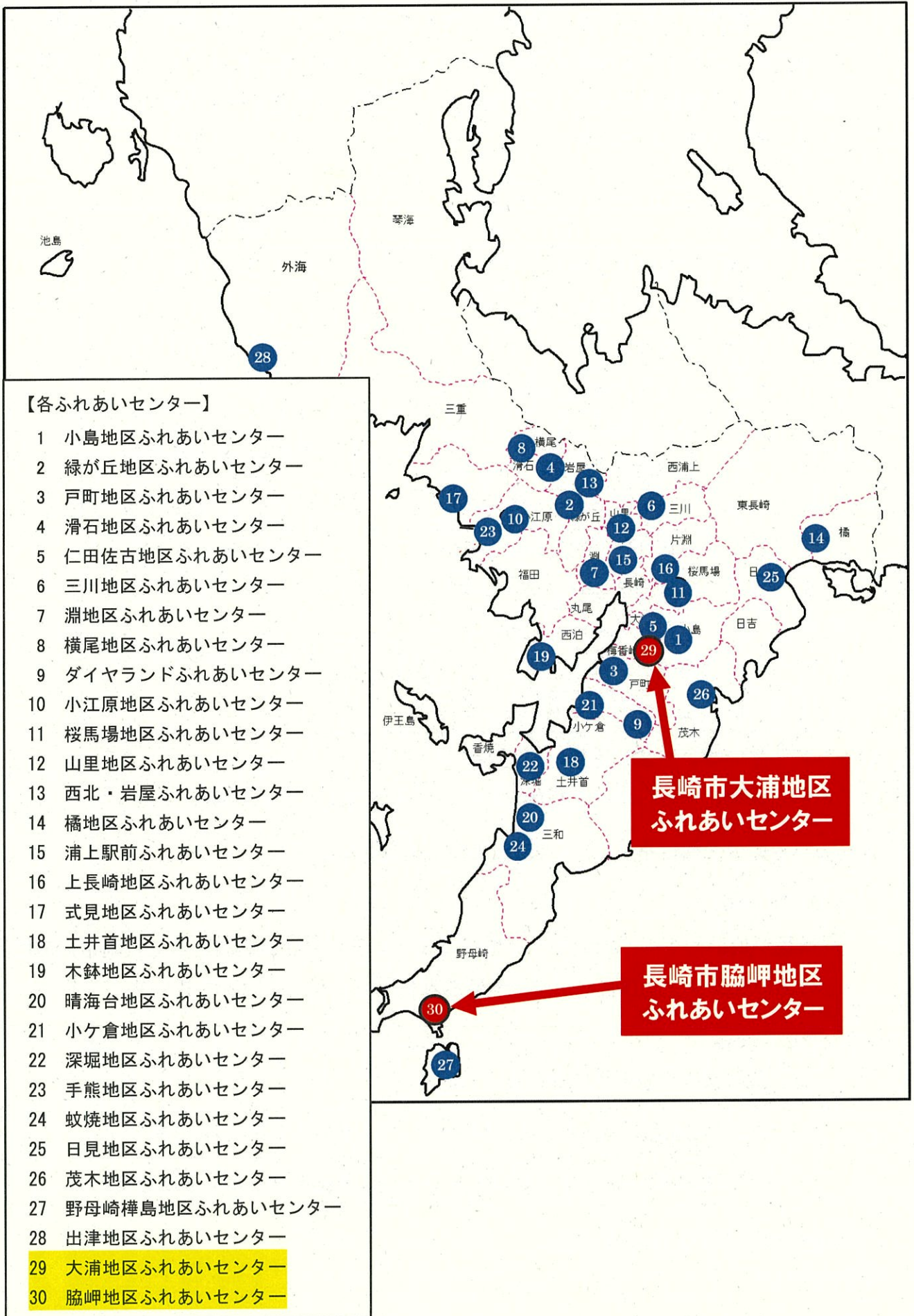
第 2 条の表に次のように加える。

長崎市大浦地区ふれあいセンター	長崎市下町 1 番 13 号
長崎市脇岬地区ふれあいセンター	長崎市脇岬町 3, 309 番地

(4) 施行日 令和 5 年 4 月 1 日

2 施設の概要

(1) 全体位置図



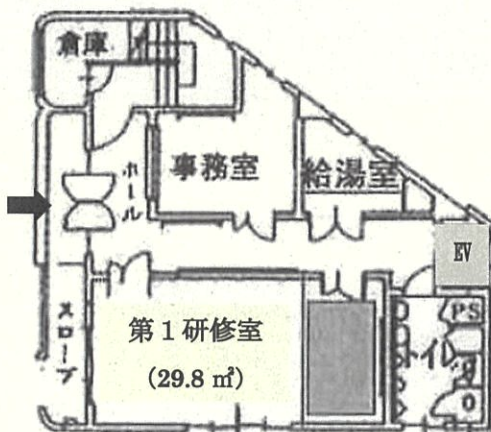
(2) 位置図、平面図（配置図）及び現況写真

ア 長崎市大浦地区ふれあいセンター

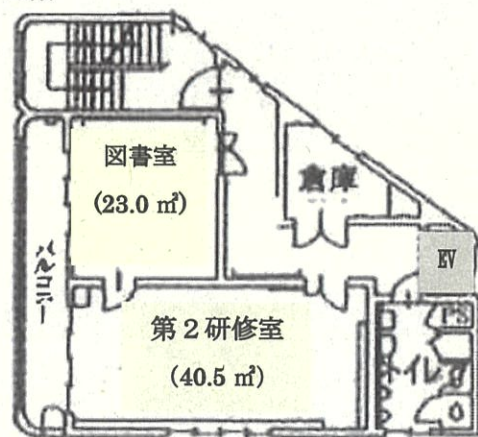


国土地理院地図（施設名追加）

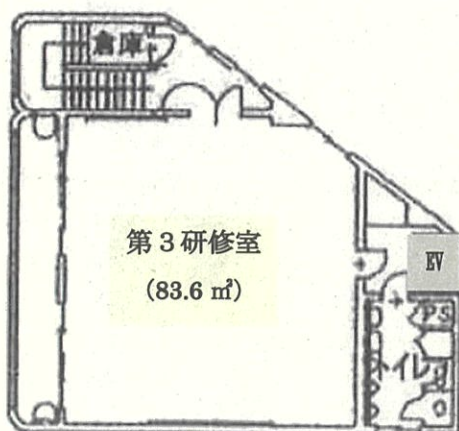
1階



2階



3階



※部屋の名称は、第3研修室（現講堂）と改める。

【室内】



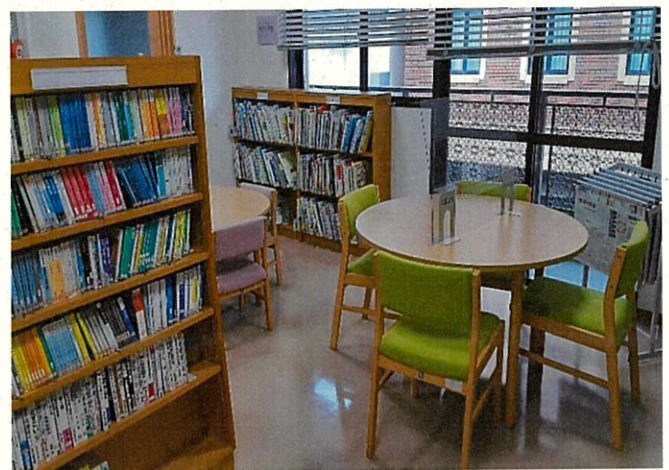
第1研修室



第2研修室



第3研修室



図書室

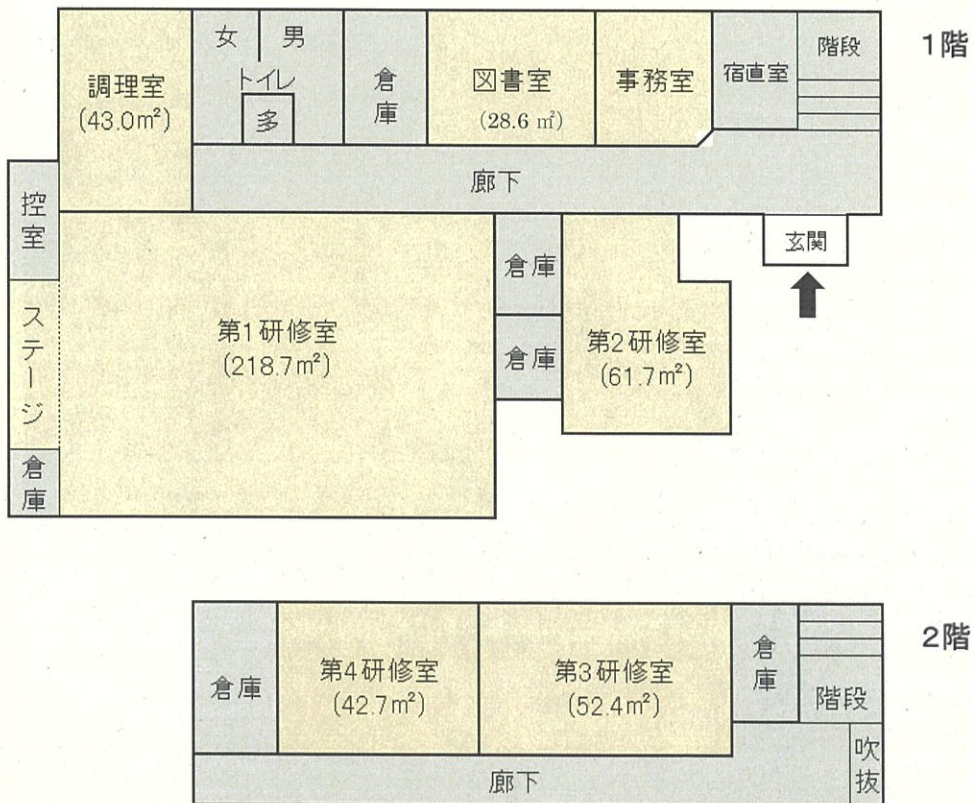
【外観】



イ 長崎市脇岬地区ふれあいセンター



国土地理院地図（施設名追加）

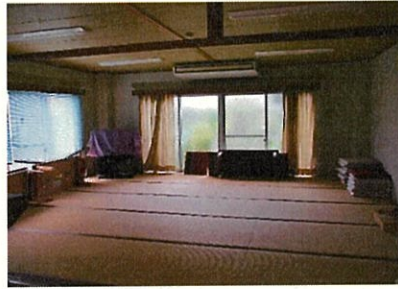


※各部屋の名称は、第1研修室（現講堂）、第2研修室（現和室）、第3研修室（現会議室）、第4研修室（現講座室）と改める。

【室内】



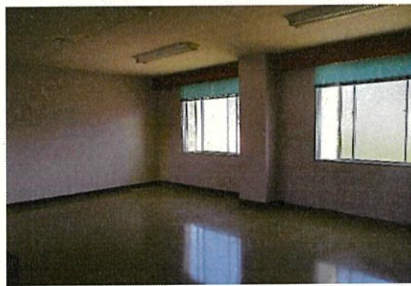
第 1 研修室



第 2 研修室



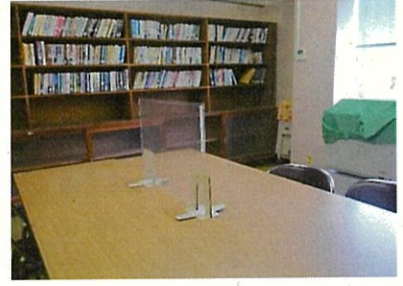
第 3 研修室



第 4 研修室



調理室



図書室

【外観】



(3) 設置状況

名称 (所在地)	設置年月日	主な施設内容		
		構造	延床 面積	施設内容
長崎市大浦地区 ふれあいセンター (長崎市下町1番 13号)	令和5年4月1日 (予定) ※建築年月日 ・大浦	鉄筋コン クリート 造3階建	367.56 m ²	1階 第1研修室、事務室 2階 第2研修室、図書室 3階 第3研修室
長崎市脇岬地区 ふれあいセンター (長崎市脇岬町 3,309番地)	昭和58年3月25日 ・脇岬 昭和49年6月30日	鉄筋コン クリート 造2階建	684.00 m ²	1階 第1研修室、事務室、 第2研修室、図書室、 調理室 2階 第3研修室、 第4研修室

(4) 設置目的 市民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚に資するため

(5) 開所時間 午前9時から午後5時までの時間帯を基本とする1日8時間以上

(6) 休所日

ア 毎週日曜日又は毎週月曜日のいずれか。(ただし、市長が特別の理由があると認める期間については、休所日を設けないことができる。)

イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの期間内。

(7) 利用料金 (基準額)

施設名	室名	面積	利用料金 (1時間につき)	冷暖房設備 (1時間につき)
大浦	第1研修室	29.8 m ²	104円	52円
	第2研修室	40.5 m ²	104円	52円
	第3研修室	83.6 m ²	209円	104円
脇岬	第1研修室	218.7 m ²	429円	314円
	第2研修室	61.7 m ²	209円	104円
	第3研修室	52.4 m ²	209円	104円
	第4研修室	42.7 m ²	104円	52円
	調理室	43.0 m ²	104円	146円

(8) 利用者数の推移（地区公民館の過去4か年実績）

（単位：人）

施設名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大浦	26,315	12,181	16,421	13,969
脇岬	6,922	6,395	3,090	2,628

※大浦地区公民館では令和元年度にエレベーター設置工事を実施したことから令和元年8月1日から令和2年1月31日までの間休館しており、また、両施設とも令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響等により、利用者が大きく減少している。

(9) 収支状況（地区公民館の過去4か年実績）

（単位：円）

施設名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大浦	収入	753,806	306,263	532,641	467,712
	支出	5,334,315	4,989,794	5,391,341	5,510,779
脇岬	収入	69,865	89,986	81,597	96,441
	支出	3,720,542	3,835,083	3,947,185	4,115,863

※大浦地区公民館では令和元年度にエレベーター設置工事を実施したことから令和元年8月1日から令和2年1月31日までの間休館しており、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が大きく減少している。

※脇岬地区公民館においては、地域コミュニティ協議会の設立に向けた会議が多数開催されたこと等により、令和2年度以降収入の大幅な減少は見られない。

3 管理運営の方針

(1) 運営方法 指定管理者制度による運営

(2) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

(3) 選定方法 非公募

（非公募の理由）

ふれあいセンターは地域コミュニティの拠点施設であることから、当該地域の住民若しくは住民の代表で構成される団体を、非公募により選定し管理させることが適当であるため。

(4) 利用料金制 適用する

4 今後のスケジュール

年 月	市議会	内 容
令和4年9月	9月議会	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>条例改正</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正議案審議 ・ 特定団体に仕様書等を提示 ・ 特定団体から指定に必要な書類を受領 ・ 特定団体の選定
令和4年11月	11月議会	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>指定管理者の指定</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定議案審議 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>債務負担行為の設定</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補正予算議案審議
令和5年2月	2月議会	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>当初予算議案</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初予算議案（指定管理委託料）審議

5 長崎市ふれあいセンター条例新旧対照表

現行	改正後(案)																				
<p style="text-align: right;">昭和62年10月15日 条例第22号</p> <p>(設置) 第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置) 第2条 ふれあいセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="167 705 798 1019"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市小島地区ふれあいセンター</td> <td>長崎市愛宕3丁目10番2号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔 中略 〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市出津地区ふれあいセンター</td> <td>長崎市西出津町 2,794 番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第16条まで及び附則 (略)</p>	名称	位置	長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10番2号	〔 中略 〕		長崎市出津地区ふれあいセンター	長崎市西出津町 2,794 番地 1	<p style="text-align: right;">昭和62年10月15日 条例第22号</p> <p>(設置) 第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置) 第2条 ふれあいセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="821 705 1452 1198"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市小島地区ふれあいセンター</td> <td>長崎市愛宕3丁目10番2号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔 中略 〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市出津地区ふれあいセンター</td> <td>長崎市西出津町 2,794 番地 1</td> </tr> <tr> <td>長崎市大浦地区ふれあいセンター</td> <td>長崎市下町 1 番 13 号</td> </tr> <tr> <td>長崎市脇岬地区ふれあいセンター</td> <td>長崎市脇岬町 3,309 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第16条まで及び附則 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	名称	位置	長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10番2号	〔 中略 〕		長崎市出津地区ふれあいセンター	長崎市西出津町 2,794 番地 1	長崎市大浦地区ふれあいセンター	長崎市下町 1 番 13 号	長崎市脇岬地区ふれあいセンター	長崎市脇岬町 3,309 番地
名称	位置																				
長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10番2号																				
〔 中略 〕																					
長崎市出津地区ふれあいセンター	長崎市西出津町 2,794 番地 1																				
名称	位置																				
長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10番2号																				
〔 中略 〕																					
長崎市出津地区ふれあいセンター	長崎市西出津町 2,794 番地 1																				
長崎市大浦地区ふれあいセンター	長崎市下町 1 番 13 号																				
長崎市脇岬地区ふれあいセンター	長崎市脇岬町 3,309 番地																				